

とやま呉西消費生活ニュース 2020年 7月号

身に覚えのない請求のメールが届いたが、どうしたらいい？



相談内容

突然、自分の名前と住所が表示された料金請求のメールが来た。全く身に覚えがないが、住所と名前が知られていると思うと心配だ。どうしたらいいか。

アドバイス・注意喚起

メールに住所や名前を記載することで、受信者を不安にさせて、受信者からの連絡や金銭の支払いをさせようとする悪質な手口です。身に覚えのない請求であれば、決して返信や電話連絡などの対応はせず、無視してください。

住所や名前は、個人情報を入力させる別の詐欺メールなど何らかの手段でリストを入手したものと思われます。あわてて連絡をしてしまうと電話番号などのほかの情報も相手に伝わり、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、ご注意ください。

新聞の定期購読契約は、途中でやめられる？



消費者庁行状集より

相談内容

4月に新聞の購読契約（7月から1年間）をした。ようやく今月から購読が始まったが、読んでみると、あまり読みたい記事が無い。「やめたい」と伝えしたが、「契約期間が残っているので解約できない」と言われた。契約を途中でやめることはできないのか。

アドバイス・注意喚起

訪問販売での新聞購読契約のクーリング・オフ期間は、契約から8日間です。原則としてクー・オフ期間が過ぎた契約は、一方的に解約することはできません。契約する前に、契約期間終了まで購読できるか十分考え、書面の内容を確認し、慎重に判断してから契約しましょう。

「消費者ホットライン」を知っていますか？

☎ 1 8 8

「市窓口の電話番号が覚えられない」
「休日はどこに相談すればいいの」
そんなときは、「**188 (いやや!)**」にお電話を！お住まいから一番近い相談窓口につながります。
※郵便番号の入力が必要です。

★各市消費生活相談窓口★

高岡市消費生活センター	0766-20-1522
射水市消費生活センター	0766-52-7974
氷見市消費生活相談窓口(市民課)	0766-74-8010
砺波市消費生活センター	0763-33-1153
小矢部市消費生活相談室	0766-67-1760
南砺市消費生活センター	0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」では、呉西6市の消費生活相談窓口が連携し、圏内にお住まいのみなさんに、注目の消費生活相談情報をお届けします！（年4回）



発行：令和2年7月1日

事務局：砺波市消費生活センター

